

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案についての意見・情報の募集の結果について

令和4年9月2日
農林水産省消費・安全局

この度、「植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」について、令和4年7月13日から8月11日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において「植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」の規定に関する御意見を1名の方から頂きました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課
電話：03-3502-5976（内線）4560